



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 東京汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 齊藤 宏之
(コード番号 9193 東証第二部)
問合せ先 常務取締役総務部長 伊藤 英津生
(TEL 045-671-7713)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 77 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、定款第 5 条に定める当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 取締役に必要な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役の責任を取締役会の決議により免除することができる旨の規定、ならびに会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、定款第 31 条（取締役の責任免除）として新設するものであります。なお、第 31 条の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 監査役に必要な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、監査役の責任を取締役会の決議により免除することができる旨の規定、ならびに会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、第 42 条（監査役の責任免除）として新設するものであります。
- (4) 前記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文の記載省略)	第1条～第4条 (現行定款のとおり)
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条～第30条 (条文の記載省略)	第6条～第30条 (現行定款のとおり)
(新設)	<u>(取締役の責任免除)</u>
	第31条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第31条～第40条 (条文の記載省略)	第32条～第41条 (現行定款のとおり)
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u>
	第42条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、</u>

第 41 条～第 45 条 (条文の記載省略)	<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 43 条～第 47 条 (現行定款のとおり)
----------------------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上